

〔サービス利用料金（1日あたり）〕

〔従来型個室利用の場合〕（サービス提供体制強化加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算Ⅰを含む）

（1割負担）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 10割（全額）	要支援 1 5,820 円	要支援 2 7,180 円
2. うち、介護保険から給付される金額 9割	5,238 円	6,462 円
3. サービス利用に係る自己負担額 1割（1－2）	582 円	718 円
4. 居室に係る自己負担額	1,231 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）	
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	3,513 円	3,649 円

（2割負担）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 10割（全額）	要支援 1 5,820 円	要支援 2 7,180 円
2. うち、介護保険から給付される金額 8割	4,656 円	5,744 円
3. サービス利用に係る自己負担額 2割（1－2）	1,164 円	1,436 円
4. 居室に係る自己負担額	1,231 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）	
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	4,095 円	4,367 円

(3 割負担)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割（全額）	要支援 1 5,820 円	要支援 2 7,180 円
2. うち、介護保険から給 付される金額 7割	4,074 円	5,026 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 3割（1－2）	1,746 円	2,154 円
4. 居室に係る自己負担額	1,231 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）	
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	4,677 円	5,085 円

〔多床室利用の場合〕（サービス提供体制強化加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算Ⅰを含む）

（１割負担）

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金 １０割（全額）	要支援 １ ５,８２０円	要支援 ２ ７,１８０円
２．うち、介護保険から給付される金額　９割	５,２３８円	６,４６２円
３．サービス利用に係る自己負担額　１割（１－２）	５８２円	７１８円
４．居室に係る自己負担額	９１５円	
５．食事に係る自己負担額	１,７００円（朝：３４０円　昼：７１０円　夕：６５０円）	
６．自己負担額合計 （３＋４＋５）	３,１９７円	３,３３３円

（２割負担）

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金 １０割（全額）	要支援 １ ５,８２０円	要支援 ２ ７,１８０円
２．うち、介護保険から給付される金額　８割	４,６５６円	５,７４４円
３．サービス利用に係る自己負担額　２割（１－２）	１,１６４円	１,４３６円
４．居室に係る自己負担額	９１５円	
５．食事に係る自己負担額	１,７００円（朝：３４０円　昼：７１０円　夕：６５０円）	
６．自己負担額合計 （３＋４＋５）	３,７７９円	４,０５１円

(3 割負担)

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金 10割（全額）	要支援 1 5,820 円	要支援 2 7,180 円
2. うち、介護保険から給 付される金額 7割	4,074 円	5,026 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 3割（1－2）	1,746 円	2,154 円
4. 居室に係る自己負担額	915 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700 円（朝：340 円 昼：710 円 夕：650 円）	
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	4,106 円	4,769 円

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（利用料に含まれる加算）

① 送迎加算

- ・事業所の車両でご自宅と事業所間の送迎を行います。
- ・通常の送迎の実施地域・・・此花区・福島区・西淀川区・港区

② 療養食加算

- ・入居者の身体状況等にあわせ療養食を提供した場合。

③ サービス提供体制強化加算Ⅱ

- ・職員の有資格状況・常勤率・勤続年数等により算定。

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

- ・介護職員の処遇の改善を行った場合。

□当事業所の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、事業所利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分 預金額等(夫婦の場合)	居住費		食費
			多床室	従来型 個室	
生活保護受給者		利用者負担段階 1			
世帯全員が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者	1,000 (2,000) 万円以下	0	380 円	300 円
	年金収入金額＋合計所得金額 80 万円以下	利用者負担段階 2 650 (1,650) 万円以下	430 円	480 円	600 円
	年金収入金額＋合計所得金額 80 超 120 万円以下	利用者負担段階 3 ① 550 (1,550) 万円以下	430 円	880 円	1,000 円
	年金収入金額＋合計所得金額 120 万円超	利用者負担段階 3 ② 500 (1,500) 万円以下	430 円	880 円	1,300 円
世帯課税または預金額の超過で対象外となり 負担限度額なし		利用者負担段階 4	915 円	1,231 円	1,700 円

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 教養娯楽費

ご契約者への教養娯楽の提供に係る費用です。

利用料金：２００円／日

② 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：実費相当額（消費税別途要）

③ 理髪・美容

利用料金：１回あたり 実費相当額

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ボランティア喫茶、美術、書道、音楽、園芸、手芸
(飲食代や材料代等の実費をいただくこともあります。)

⑤ 健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用など。 実費相当額

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく
ことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日用品代 実費相当額

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要
とする場合には実費をご負担いただきます。

⑧ 電気代

施設設備以外の電気製品の使用料金 (1 日 1 品目につき)

3 0 円/日 (例: 携帯電話・電気シェーバー等) 6 0 円/日 (例: ラジカセ・扇風機等)

9 0 円/日 (例: テレビ・冷蔵庫等)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが
あります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前まで
にご説明します。

自己負担額

種 類	金 額
買物代金	実費相当額
電話代	実費相当額